# 令和4年度診療報酬改定 疑義解釈について-①

(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会

本疑義解釈は厚生労働省疑義解釈資料等に基づいて作成しております。

### 1. 入退院支援加算

No	≪問≫	《回答》
1	区分番号「A246」入退院支援加算について、患者及びその	可能
	家族等との病状や退院後の生活等に関する話合いをビデオ通	
	話が可能な機器を用いて行うことは可能か。	

### 2. 成育連携支援加算

No	≪問≫	≪回答≫
1	区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料の注3	必ずしも全ての職種が同席
	に規定する成育連携支援加算について、「妊婦とその家族等に	する必要はないが、対象とな
	対し、母胎の病状等の十分な説明を行うこと」とあるが、説明	る妊婦及びその家族等の状
	を行う際は、医師、助産師、看護師、社会福祉士及び公認心理	態に応じ、必要と考えられる
	師の全ての職種が同席する必要があるか。	者を同席させること。

#### 3. 緊急整復固定加算、緊急挿入加算

No	≪問≫	≪回答≫	
1	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算の施	例えば、	
	設基準における「多職種連携を目的とし	・ 術後管理の観点から、整形外科以外の診療科の	
	た、大腿骨近位部骨折患者に対する院内ガ	医師との連携	
	イドライン及びマニュアル」とは、具体的	・ 骨粗鬆症に対する薬物治療の観点から、薬剤師	
	には何を指すのか。	との連携	
		・ 早期のリハビリテーションの実施の観点から、	
		理学療法士との連携	
		・ 誤嚥防止の観点から、看護師との連携	
		・ 骨粗鬆症に対する栄養指導の観点から、管理栄	
		養士との連携	
		・ 退院又は転院支援の観点から、社会福祉士との	
		連携 等を目的として作成されたものを指す。	

## 4. 重症患者初期支援充実加算

No	≪問≫	《回答》
1	問 75 区分番号「A234-4」重症患者初期支援充実加算	それぞれ以下のとおり。
	の施設基準において、入院時重症患者対応メディエーター	
	は、「以下の(イ)に掲げる者については、医療関係団体等が実	① 現時点では、一般社団法人日
	施する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る	本臨床救急医学会が実施する
	研修を令和5年3月31日までに修了していることが望ま	「入院時重症患者対応メディエ
	しいこと」、「(イ)以外の者であって、医療関係団体等が実施	ーター講習会」が該当する。
	する特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る研	
	修を修了し、かつ、当該支援に係る経験を有する者」である	② 直ちに届出を取り下げる必
	こととされているが、	要はないが、可能な限り速やか
	① 「医療関係団体等が実施する特に重篤な患者及びその家	に研修を修了すること。③ 集中
	族等に対する支援に係る研修」には、具体的にはどのような	治療領域における特に重篤な患
	ものがあるか。	者及びその家族等に対する支援
	② 令和5年3月 31 日までに当該研修を修了できなかった	について、3年以上の経験を有
	場合、重症患者初期支援充実加算の施設基準の届出を取り下	することを指す。
	げる必要があるか。	
	③ 「当該支援に係る経験を有する」とは、具体的にはどの	
	ようなことを指すのか。	
2	区分番号「A234-4」 重症患者初期支援充実加算につい	当該保険医療機関内に入院時重
	て、当該加算を算定できる治療室を複数有している場合、全	症患者対応メディエーターが配
	ての治療室にそれぞれ別の入院時重症患者対応メディエー	置されていればよく、必ずしも
	ターを配置する必要があるか。	全ての治療室にそれぞれ別の担
		当者が配置されている必要はな
		ν <sub>°</sub>